

平成19年第2回竜王町議会定例会（第4号）

平成19年6月18日

午後2時00分開議

於 議 場

1 議 事 日 程（4日目）

- 日程第 1 議員提出議第3号 竜王町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する
条例
- 日程第 2 議第37号 竜王町国民健康保険条例の一部を改正する条例
（総務教育民生常任委員会委員長報告）
- 日程第 3 議第39号 平成19年度竜王町一般会計補正予算（第1号）
（総務教育民生常任委員会委員長報告）
- 日程第 4 請第 1号 労働法制を改悪するのではなく、改善するよう国に求めてくだ
さい請願書
（産業建設環境常任委員会委員長報告）
- 日程第 5 議会広報特別委員会委員長報告
- 日程第 6 合併調査特別委員会委員長報告
- 日程第 7 地域創生まちづくり特別委員会委員長報告
- 日程第 8 所管事務調査報告
（議会運営委員会委員長報告）
（総務教育民生常任委員会委員長報告）
（産業建設環境常任委員会委員長報告）
- 日程第 9 議員派遣について

2 会議に出席した議員（11名）

1番	寺島健一	2番	川嶋哲也
3番	勝見幸弘	4番	村井幸夫
5番	近藤重男	6番	圖司重夫
7番	若井敏子	8番	竹山兵司
10番	岡山富男	12番	山田義明
13番	中島正己		

3 会議に欠席した議員（1名）

11番 西 隆

4 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町 長	山口喜代治	副 町 長	勝見久男
教 育 長	岩井實成	会 計 管 理 者	青木進
総務政策主監	小西久次	住 民 福 祉 主 監	北川治郎
産業建設主監	宮本博昭	総 務 課 長	赤佐九彦
生活安全課長	福山忠雄	住 民 税 務 課 長	山添登代一
健康推進課長	竹山喜美枝	産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	川部治夫
建設水道課長	田中秀樹	教 育 次 長	松浦つや子
学 務 課 長	木村公信		

5 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 布施九蔵 書 記 古株三容子

開議 午後2時00分

○議長（中島正己） 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員数は、11人であります。よって、定足数に達していますので、これより平成19年第2回竜王町議会定例会を再開いたします。

これより、本日の会議を開きます。

皆さんのお手元に、滋賀県町村土地開発公社、株式会社アグリパーク竜王、財団法人竜王町地域振興事業団ならびに株式会社竜王かがみの里の経営状況を説明する書類を配付いたしましたので、よろしくお願いたします。

議事に入ります前に、去る6月14日の一般質問で、若井敏子議員の「自宅介護を支える充実した施策を」の再質問に係る回答について、北川住民福祉主監より発言を求められておりますので、これを許可いたします。北川住民福祉主監。

○住民福祉主監（北川治郎） 去る6月14日の本会議の一般質問で、若井敏子議員さんの「自宅介護を支える充実した施策を」の再質問に係る回答を申し上げます。

2点の回答ができておりませんでした。まず1点目でございますが、自立生活を支援する主な事業の利用実績についてお答えさせていただきます。18年度実績で回答させていただきたいと思っております。

まず、配食サービス事業でございますが、給食サービスと配食サービスの2種類あるわけでございますが、給食サービスにつきましては利用者23名で、実施回数が46回、年間の給食数が778食でございます。配食サービスにつきましては週5回ということで、利用いただいている方が4名、年間配食数が281食でございます。

次に、寝具洗濯乾燥消毒サービス事業でございますが、昨年度は利用がございませんでした。そして、軽度生活援助サービス事業でございますが、1件でございます。

そして、高齢者住宅小規模改造助成事業でございますが、これも1件でございます。

住宅改修指導事業でございますが、これはございませんでした。

訪問理美容サービス事業でございますが、2件でございます。

そして、緊急通報体制整備事業でございますが、19件を平成18年度も引き続き設置しております。18年度の新規設置はございません。

生活管理指導員派遣事業でございますが、これはございませんでした。

同じく生活管理指導短期宿泊事業でございますが、これもございませんでした。

そして、日常生活用具貸与事業でございますが、これもございませんでした。
話し相手ボランティアでございますが、これにつきましては給食サービスの配
達を兼ねて実施させていただいたところでございます。

介護相談員等の派遣事業でございますが、これにつきましては事業としては1
8年度は取り組んでおりません。以上、12事業につきましてはの利用実績につ
きまして、回答させていただきます。

次に、2番目に竜王町高齢者保健福祉計画書61ページ（若井議員のお持ちの
学習用資料につきましては10ページ）に掲載の『基本目標 住み慣れた地域で
の介護サービスの充実』の項で、後段に「このため、個々の高齢者の状況やそ
の変化に応じて、介護サービスを中核とした様々な支援が継続的かつ包括的に提供
される仕組みづくりを進めていく」という記載があるわけでございますが、どう
いう仕組みができるのかイメージできない、町はどういう仕組みづくりをイメ
ージしているのかというお尋ねをいただきましたので、お答えさせていただきます。

個々の高齢者の状況やその変化に応じて、介護サービスを中核とした様々な支
援を継続的かつ包括的に提供することが地域包括ケアであります。この地域包
括ケアの仕組みというのが、地域包括支援センターを軸にしまして、主治医・ケ
アマネージャー・社会福祉士・保健師などの多様な職種が連携して取り組むこと
でありまして、このことをイメージしております。詳しくは、ダイジェスト版の
16ページにイメージ図を掲載しておりますので、よろしくお願ひしたいと思
います。

具体的には、昨年4月から竜王町地域包括支援センターを立ち上げ、福祉・
保健相談や介護・医療・保健サービス、虐待防止、地域権利擁護、成年後見制度、
さらには民生委員・ボランティアとの連携、ケアプランの策定等、地域包括ケア
に取り組んでおります。以上、2件の再質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（中島正己） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

それでは、これより議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第 1 議員提出議第 3 号 竜王町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する  
条例**

○議長（中島正己） 日程第1 議員提出議第3号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。1番、寺島健一議員。

○1番（寺島健一） 議員提出議第3号、竜王町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例。

平成19年6月18日提出

提出者 竜王町議会議員 寺島 健一  
賛成者 竜王町議会議員 村井 幸夫  
賛成者 竜王町議会議員 岡山 富男  
賛成者 竜王町議会議員 山田 義明  
賛成者 竜王町議会議員 竹山 兵司  
賛成者 竜王町議会議員 圖司 重夫

竜王町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

竜王町議会議員の定数を定める条例（平成12年竜王町条例第26号）の一部を次のように改正する。本則中「14人」を「12人」に改める。

付則 この条例は、公布の日から施行し、同日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

竜王町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例提案理由。

次に、提案理由の説明を申し上げます。

国においては、国と地方の役割を見直し、地域のことは地域で決め、自らが財源をまかなっていくことなどで、効率的な行政を進めていくことをねらいに、「地方分権」や「三位一体の改革」が推し進められております。

今日、地方自治体の果すべき役割・あり方自身が問い直され、大きく変化が求められている時代となってきました。国が推進している「三位一体の改革」の本来の目的は、国も地方も自律的に行動をするということだと思います。自律的なまちを創っていくということは、必要な財源は地方自らが賄い、まちづくりにおいても、地域のことは地域で決めるということでもあります。それがまさに「自己決定・自己責任」といった地方分権、地方主権の時代を実現することだと考えます。

竜王町においても、国の三位一体の改革による国庫補助負担金や地方交付税の削減、ならびに県の厳しい財政事情を背景とした財政改革による補助金の削減などの影響により、国や県からの支援は減少の傾向となり、町の負担は増大し、今後の財源確保に一層の厳しさが増すものと考えております。

今後の本町のまちづくりについては、今一度、課題を整理しながら「地域再生

のまちづくり」に向けたさまざまな取り組みが展開されております。

私ども議会におきましても、議会のあり方(定数等)検討会で昨年7月より種々議論されてきました。これらについて議会としての指針を示し、出来得るものから実施をしなければなりません。地域再生のまちづくりの行政改革に議員自らも率先垂範し、ここに竜王町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例を提案するものであります。議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

**○議長(中島正己)** 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。2番、川嶋哲也議員。

**○2番(川嶋哲也)** ただいま提案されました竜王町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について、提出者の寺島議員に質問いたしたいと思います。

ただいま提出者からいろいろ説明がありましたが、今、国・県は申すに及ばず、末端地方自治体は三位一体の改革・分権改革・税源移譲・地方交付税の削減など、地方財政を取り巻く状況は大変厳しいものがあるわけでございますが、竜王町では「地方のことは地方で」を基本に、自主・自律のまちづくり、自律推進計画による地方再生のまちづくり、行財政集中改革プランづくり、さらに国土利用計画と都市計画マスタープランの推進、さらに政策拠点である都市核づくり、竜王インター周辺整備による産業振興、若者定住の住宅施策、竜王町中心核づくり等々の推進があるわけでございます。

さらに今問題になっております合併新法に基づく合併をどうするか等、多くの問題が山積している重要な、大変な時期であると思っております。

また、5月に実施した議会報告会も、今後も引き続き実施していくとのことであります。よって、今回の定数削減による支障は来たさないのか。町民の声が町政に反映されるのか。改めて提出者のお考えをお聞きしたいと思います。

**○議長(中島正己)** 寺島健一議員。

**○1番(寺島健一)** ただいま種々、いろいろな一番大事な時期だと。大事な時期に定数を減らすのはどうかと、そういうようなことかなと思っております。もちろん19年度につきましては大事な時期だと認識しておるところでございます。

ところが、先ほども申し上げましたように、三位一体の改革とか国また地方につきましては、自らがまちづくりにおいてやっていかななくてはならないということから、1番の回答といたしましては、私はもう提案理由とおりと、そういうことで思っておるところでございます。

また反面、周りの情勢と言いますのは、地方分権とか近隣のまちについても定数減とか、議員の意識の改革が必要だとか、また世論の声もあると。そういういろいろな総合的なことから判断いたしまして、14を12に提案ということでございますので、どうぞよろしくご理解のほどお願い申し上げます。

○議長（中島正己） ほかに質疑はありませんか。7番、若井敏子議員。

○7番（若井敏子） 議員提出議案第3号、竜王町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について、3点の質問をしたいと思います。提案理由が述べられました、その提案理由に基づいての質問であります。

このことにつきましては、先に開かれました全員協議会でもいくつか議論もされているところでありますが、そこでの議論も踏まえて併せて質問したいと思います。

まず、一番最初にお伺いしたいのは、議会の活性化という問題です。議会を活性化することはとても大事だという議論が一般的には行われているところですが、議会を活性化するという課題と、定数を削減することとの関係について、リンクしているのかどうかをまずお伺いしたいと思うのです。

2つ目には、今度は逆に議会無用論というのがあるようであります。提案者自身が先ほどの全協の中でもお話をされているわけですが、町民の中には、議会の議員をもっと減らしてもいいのだという話があると、声なき声もあると、そういうムードもあると、そういう説明もされているところですが、これは実は議会が必要でないということにつながるものではないかと。議員を減らしてもいい。同時に議会の議員をもっと減らしてもいいということは、同時に議会無用論につながるのではないかと、そんな思いをしているところですが、議会の無用論と定数についての関連についてのお考えを、2つ目にお伺いしたいと思います。

3つ目は、提案の中でも述べられておりますが、行政改革との関連です。行政改革の時だから無駄を省くことは大事だと、こういう意見は確かに町民の皆さんの中にもあります。だから私はそれを否定はするものではないのですが、それでは行政改革の中で定数問題はどのように位置づけられるのか。定数削減が行政改革なのかという点について、お伺いしたいと思います。

以上3点、具体的にどういうふうなお考えなのかを、細かくご説明いただきますとありがたいです。よろしく申し上げます。

○議長（中島正己） 寺島健一議員。

**○1番（寺島健一）** ただいま若井議員から3点の質問をいただきました。いずれも削減の関係でございますけれども、1点目につきましては、議会活性化と減との関係、そしてまた議会の不要論、そしてまた行政改革との関連と減についての関連の件でございます。この3点、一つひとつというよりいずれも関係があるわけでございますが、もちろん議会の不要論、これはもう、そんなことまでは住民の皆さんは言うておられません。

地方自治法第91条の中でも、1万人～2万人の人口については、定数は22名以内ということが決められておるわけでございます。そういうことから、一番いいのは22名というのがもちろんいいと、私もそういうことをおもっておるところでございますが、やはりそれには周りの状況、また世論とか、無駄とか効率とか、いろいろなそういうことがあるかと思えます。そういうことから、一番効率的、そしてまた総合的な判断と先ほども申し上げておりましたが、いろいろなそういう状況を加味して総合的なことから、14名から12名ということを提案させていただいたところでございます。

もちろん、10名とかいう話も世論の中ではあるわけでございますが、10名となりますと、例を申し上げますと、例えばの話でございますが、安土町がそんなのですが、いろいろと話を聞いておりますと、これはもう大変なことだと、そんな話も聞かされておりますし、竜王町の周りの状況、またそういうことを勘案しても12名が一番妥当だと、こんなところで提案させていただいたところなんです。どうぞよろしくお願ひ申し上げたいと思えます。

**○議長（中島正己）** 7番、若井敏子議員。

**○7番（若井敏子）** わざわざ3つに分けて質問しているわけですが、「それをまとめて答えます」と言っていたわりには、全く一つずつにはお答えしていただけてないということなので、改めてお伺ひしたいのですが、議会を活性化することと定数を減らすということとはリンクしていると思うのかどうか。思うのかどうかという時に、その理由もお聞かせくださいというのが最初の質問です。

2つ目には、議会無用論という話をしましたところ、議会は要らないということを行っている人は誰もいないと。これはそのままの言葉で、「議会なんか要らない」という話をしているのではなくて、定数を減らしても構わないという中には、議会が無用だという思いがあるのではないかという、先ほどから提案者自身が、雰囲気とか状況とか、言葉にはないムードとか、そういったものの12人

という話を全員協議会の中でもお話をされていまして、そういうとらえ方でするなら、特に提案者に「議会の定数を減らせ」と言っている人の中には議会無用論というものがついているのではないかと、そういうふう思うところから、議会無用論をバッチリ切ってもらって、定数削減との問題は論じていただきたいというのが2つ目に質問していることです。

3つ目に、これは一定お話もされたのですが、周りの状況を見て、世論を見て、無駄を省き効率的な行政運営をする上で12名がいいというふうにおっしゃったのですが、つまり行政改革の時だから無駄を省く。議員の定数も無駄なうちだと。今ここにいる、14人おりませんが、14人のうちの2人は無駄だと思いのかなどかについてお伺いをしています。

先ほどの答えの中で、22名がいいとは自分も思っているのだと。けれども、総合的な状況判断で12名という、ここへ落ちていく、そこへつながる道中はブツンと切れているので、22名がいいと思っているけれども12名になる。この間の1名は何で、もう1名は何で、どうしてこの10人が減るのかと。この辺についてもお考えをお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いします。

**○議長（中島正己）** 寺島健一議員。

**○1番（寺島健一）** 1番目の議会の活性化と減の関係でございます。その理由というところでございますが、活性化、これは議員定数は今14名であるわけでございますが、12名となると、よく言われますようにいろいろな議員さんの資質とか、そういうことを言われるところでございます。

そしてまたもう1点は、数が少なくなると議員一人当たりの住民さんの抱える人数が多くなるわけです。そういうことから、議員自らがやはり活動と言いますのか、専属的にやる機会が多くなるし、もちろん多くの方からの期待が寄せられると。そういうことから、議会自らの活性化もなってくると。そういうことを思うところでございます。

それから、議会の不要論の件でございますが、これは先ほど申し上げましたように、地方自治法では22名というのは上限でございます。上限という規定、それはそれ以下でも民意の反映は可能であるという意味合いを含んでいる、そんなことを思うところでございます。議会は合議体、その最少・最悪でも、話を聞いておりますと3人だということを知りました。そのうち1人が議長となるので、残り2人がということは無理な話ですので、最少定数は4人であると、こんな話も研修の場で聞かされたところでございます。そういうことから、最小限は4人

であると、これ以上の議員定数を定めるには住民が納得できる、そんなことを研修等で聞いたところでございますが、先ほども何回も申し上げておりますように、竜王町としては12名が一番妥当な数字だと、こんなことで提案させていただいたところでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（中島正己） ほかに質疑はありませんか。3番、勝見幸弘議員。

○3番（勝見幸弘） 議員定数削減の議員提出議案が出ております。その提出者の寺島議員に質問したいと思います。

こういう本、『分権時代に対応した新たな町村議会の活性化方策』という冊子があります。第2次町村議会活性化研究会というところが、平成18年4月最終報告ということで、議員全員に配られております。ここの20ページに、議員定数のことについて提言があります。ここを読ませていただきます。

「議員定数削減を是とする風潮は、議会制民主主義を危うくし、現行の常任委員会制度を中核とする議会運営を困難にするものであり、議会の存在意義を身をもって示すことにより、この流れを阻止するよう努力する」という提言がございます。

そういうふうな提言があるにもかかわらず、そしてまた議員は提案理由の説明あるいは他の議員から質問の回答の中にも、10人まで減らされた議会は大変なのだというふうな答弁をされておられます。なぜ削減なのか。行政改革の一環としての意味合いがあるということをご提案理由で説明されましたけれど、それ以外に議員の資質の問題であるとか、世論の問題であるとかということもおっしゃいました。改めて、なぜ削減なのかということをもう一度お聞きしたいと思います。

それから、2点目に周りの状況ということをおっしゃいました。他の市町が減らしているから減らすのかということをお聞きしたいと思います。

提案理由の説明の中には、自律的なまちをつくっていくことは、必要な財源を自らまかない、まちづくりにおいても地域のことは地域で決める、いわゆるそれがまさに自己決定・自己責任のことなのだ、というふうなまちをつくっていかねばいけないのだということをおっしゃっておりますが、そのわりには周りのまちが減らしているから減らすのだというふうにも聞こえるわけです。この辺のところについてもう少しご回答いただけたらと思います。

議員一人当たりの人口比較ということをおっしゃいました。私が調べてみましたところ、確かに議員一人当たりが、人口を議員定数で割った場合には、何人の住民さんを一人の議員が抱えるかというふうな数字に置き換えられるかなと思

うのですけれども、竜王町現行では928人、これが12人になれば1,083人となります。確かに近江八幡市は議員定数が20人で、そういう計算をしますと3,426人、東近江市は34人の定数ですけれど、3,435人ということで、大きな人口になればなるほど、たくさんの住民さんを一人の議員が抱えるという風な数字が出てきます。

でも、一方では、例えば高月町がこの間確か13人というふうに決定されたように思いますけれど、そうすると、796人、豊郷町が12人で607人、甲良町が12人で693人、多賀町も12人で701人、やはり人口規模が小さいところについては、当然、一人当たりが抱える住民さんの数というのは少なくなるわけです。12人が適正だとおっしゃいますけれど、その根拠にはならないように思うのです。この点についてどのようにお考えですか。現在、出席議員数は11名ですと、先ほど議長はおっしゃいました。12期の後半でも、3名欠員でした。3名欠員で11名でした。同じように減れば、議会運営上支障が出てくることは十分に予想ができます。この点についてお聞かせいただきたいと思います。

あともう1点、議会のあり方検討会で、議会の活性化について話し合ってきました。議会報告会を5会場・3日間行いました。「続けてやってくれ」との声も聞かせていただいております。一般質問を夜間に行い、傍聴にたくさん来てもらえるようにという取り組みも行いました。多くの町民が議会に関心を持っていただく取り組みに、今取り組み始めたばかりです。議会活性化の取り組みの検証ができていないのに、なぜ今の時期に削減をするのでしょうか。この点についてもお聞かせいただきたいと思います。

このことを重ねて検証することにより、例えば夜間議会・土日議会も行い、報酬を上げなくてもサラリーマンでも議員になれるように、「出たい人」より「出したい人」を議員に送り込むことができるのではないのでしょうか。地区推薦の弊害のことについても全協でお話しいただきましたけれど、平成11年の選挙は、定数の16から14になったので、選挙になりました。狭き門になったから選挙になったわけですけれど、4年後の平成15年はまた元に戻りました。このことは同じことだと思ふのです。出したい人を選挙に出すと。出たいとは思わないという現状があるのではないのでしょうか。そのことについてもお答えいただけたらと思います。以上です。

○議長（中島正己） 寺島健一議員。

○1番（寺島健一） ただいま勝見議員から5点の質問がされました。これについて

お答えしたいと思います。

初めの20ページとか言われていた分でございますが、あの部分については、もちろん研究会と言いますのか、そういう会の提案事項だと、そんなことを私も思っておりますので、いろいろな角度からの見方によりますと、削減については反対とか、いろいろなそういう部分はあるかと思っておりますので、私はそれがいいとか悪いとか、そんなことは思っておりません。もちろん、先ほども言いましたように、許せることならば多い方にこしたことはないわけでございますが、その辺のご理解をよろしくお願い申し上げたいと思います。

それから、なぜ削減なのかと。そしてまた他の市町との比較、そういうことも言われておりました。なぜ削減なのか、これは先ほども申し上げておりますように、効率とか、そういう部分だと思います。今現在、削減によって住民参加、また道を狭めるものではないと。また、今現在、住民さんはむしろ執行機関とか行政改革に合わせて、今現在、行政改革をしておるわけでございますが、執行機関、また行政改革に合わせて議会の改革も求められていると、そんなことを私は思うところでございます。

それから、他の市町との比較という話もございました。例で市と町との一人当たりの抱える人口のことも出ております。今指摘がされましたように、やはり小さいというのは効率が悪いと思います。これは致し方がないと思います。と申し上げますのは、竜王町が今1万3,000人、これがで12人と提案させていただいているところでございますが、4,000人とか5,000人のまちなりますと、そのわりでいくと4人・5人でいいのかと、そういうものではないと私は思っております。やはり、十人十色という話があります。私はもう最低でも、どんな小さなまちでも、10人以上はないとだめだと。そんな私自身思っておるところでございます。

それについては、効率とかそういう部分については、無駄な部分があるわけでございますが、ただ単にそれだけの話では済まされない、そんなことで、効率が悪いまちだということで行かなくてはならないなと思っておるところでございます。

それから、住民さんの意見を聞いてという話でございました。もちろん住民さんの意見を聞いてであるわけでございますが、先ほども提案、また答弁でも言わせていただきましたように、この経過があるわけでございます。18年の確か7月19日でございます。議員定数について検討、竜王町でも具体的に検討する時

期が来たのと違うかと、そんなことで、当初は定数が目的でそういう話が出てきたところでございます。

それからその後、8月7日からずっと何回となくあり方について討議をした経過があるわけでございます。ちょうど今申しあげましたように7月19日、約1年間この問題についていろいろな場所で話が出ております。皆さま方も各議員さんそれぞれ、各村また集落において議員活動の中で定数問題についてはボールも投げかけたと思います。それは自分の活動の中でされたところだと思います。

そういうことから、竜王町全域にそういうムードは出ておりました。どこの会議、会議というより、私ですと田んぼなら田んぼでもそういう話が出ております。それも議員活動の一環かなと思っております。そういうことから、竜王町全体がこの1年間かかって、いろいろなムードが出ておりました。

そして最終、議会報告会の5会場のところでございますが、5会場の中で各会場からそういうような話が出ております。そういうことから、先ほども出ておりますように、住民の意見を聞いてという話でございますが、この1年間、私は十分浸透と言いますのか、目に見えたものはないわけでございますけれども、書き物も何もないわけでございますけれども、そういう世論のムードだということでございますので、その5問についての回答とさせていただきます。よろしく願いいたします。

**○議長（中島正己）** ほかに質疑はありませんか。勝見幸弘議員。

**○3番（勝見幸弘）** 再質問させていただきます。

小さいまちが効率が悪いのが当然だと。しかし、最低は10人ぐらいがいいだろうというふうなことにつきましても、竜王が14人を12人にするという理由にはなっていないように思います。むしろ、小さいまちが効率が悪いから合併すべきだというふうに、合併論議での回答をされているような気がいたしました。

むしろ視点としては、住民さんの声をいかに行政に反映するか、その仕事をするのが議会議員なのだと。だから、その議会議員が住民さんの声を行政に反映するためには、十分な議論ができないといけない。その議論をするための人数はどれぐらいが適正かというふうな視点でものを考えていくべきではないかなと私は思うのですけれど、そのことについてもう一度ご回答がいただければと思います。

それから、もう1点追加ですけれど、今なぜ削減なのか。「今」という部分について焦点を当ててみたいと思います。今度の9月の選挙に、もしこの議案が通り

ますと12人の定数での選挙ということになります。山口町長は、合併問題に今年度中に結論を出すと言っておられます。竜王町にとって一番大事な重要な判断をしなければならない時期に、住民代表である議員が数を減らして判断していいのでしょうか。多くの住民の声を反映させるためには、今減らすのはどうかなと思います。竜王町民にとって、将来にわたって一番大事なことの結論を出す時期に、入れ替わったばかりの、しかも少ない議会が十分議論して判断することができるのかどうか。大変な不安を覚えるのであります。

合併の話が結論が出てからでもいいのではないのでしょうか。それとも、結論を今年度中に出すことになっているから、今、削減をしなければならないのでしょうか、お答えいただきたいと思います。

○議長（中島正己） 寺島健一議員。

○1番（寺島健一） 14を12に削減と、議論の話でございました。これはもちろん、先ほども申しあげましたように、12名となりますと質、そしてまた優れた方、いろいろなそういうことを思うところでございます。

そういうことから、合併する、しないに関わらず、「今」という話でございしますが、私はもう合併する、しないに関わらず、この削減につきましては今やらなくてはならないというところでございます。

それから、いろいろとあるわけでございますが、先ほども何回も申し上げておりますとおり、最終はもう提案理由に書いておる、そのところについて私はあれ自体が提案理由でございしますので、どうぞよろしくご理解のほどお願い申し上げたいと思います。

○議長（中島正己） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（中島正己） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。3番、勝見幸弘議員。

○3番（勝見幸弘） 竜王町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例に、反対の立場で討論します。

住民の声を行政に届け反映させるためには、議員の数は多い方がいいでしょう。しかし、地方分権・行財政改革の面から言えば、増やすことは時代に逆行すると思われま。す。「他のまちが減らすから自分のところも」というのは、地方分権の流れの中で、自己責任ということからすれば矛盾します。現状では、議員報酬のみで生活ができないから、誰でも議員になれないという事実があります。今年、

議会報告会や夜間議会の取り組みで、他のまちとは違う独自性を保ってきました。もう一步進めて、夜間・土日議会を行い、サラリーマンでも議員になれるような改革へと進めるべきところなのかも知れません。そうすると、定数を減らさずに議会費を減らせるかも知れません。他のまちと違う独自性は、財政力指数が1を超えているということです。財政力の弱いまちと同じように、住民の代弁者の数を減らして住民の声を聞こえにくくすることは、すべきではありません。今申し上げた独自の取り組みでカバーする知恵と工夫がまとめられると思いますし、我がまちはそれができるまちだと思います。

もう1点は、時期であります。合併問題で重要な結論を出す時期に、少なくなった改選議員が最終結論を出すことへの不安であります。議論はとことんやり、十分やり終えた後、多数決で決めるのが議会制民主主義であります。少なくなった改選議員で納得のいく議論ができるか不安であり、合併を前提に定数を減らされたまちと同じような前提が密かに潜んでいたとしたらと考えると、不安になるのであります。

さらにもう1点は、この議員提案に至る経過であります。当初、定数削減は議会不要論や議員のレベルアップ待望論が主になっていました。つまり、議会の動き、議員の動きが見えないという話からです。ですから、議会運営委員会の中に議会のあり方検討会を設置して、議会報告会や夜間議会への取り組みについて議論を進めてきました。

3月議会前に定数の話が議論になった時には、議会のあり方検討会の中では定数削減に慎重な議員の方が多かったために、採決はとらずに結論は出しませんでした。その後、全員協議会でも定数削減以外の議会活性化への取り組みは合意できましたが、定数削減の話は慎重論の方がやはり多かったのであります。

その後、定数削減の話でとことん議論する機会を持たないまま、本日ここに慎重な姿勢であった方々が賛成者に名前を連ねられている、議員提出議案が出されました。とことん議論して考え方が変化することは納得できても、議論しないまま考えが180度変わってしまったとは、どうしても納得できません。

以上、私の3つの論点に対して正々堂々と私を納得させるだけの賛成討論をしていただくことをお願いします。私の、議員定数を削減するこの議案に対しての反対討論とします。

○議長（中島正己） ほかに討論ありませんか。4番、村井幸夫議員。

○4番（村井幸夫） 竜王町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例に、

私は賛成の立場で討論をしたいと思います。

今回の議員定数削減課題については、議会運営委員会において議会の活性化、議会のあり方などを検討・議論していただいて、その中でまとめられ、随時議会全員協議会でも報告をいただいているところでございます。まず、その議員のあり方として、過日、ブロック別ではありましたが、議会報告会を開催、町民の皆さまに報告をさせてもらったところでもございます。その中で、隣町でも定数削減に取り組み実施されているゆえ、町民の皆さんから定数削減の問題提起もうけたところでもございます。

今回、国の三位一体の改革で、交付金・補助金が削減され、行財政改革が叫ばれている今日、地方の時代、将来のまちづくりのために議員自らが調査・研究・研鑽するのが不可欠であります。今、議員の能力・活動力が求められている時であります。変革期に来ていると思います。議員として、今までの村型選挙は終わり、真の住民代表として資質を求められている時でもあります。

定数削減で町民とのパイプが細くなると言われる方もあります。決してそんなことはないと思います。各議員の認識によって、それは変わると私は思います。その意味で、今回の定数削減は的を得ていると思ひ、賛成するものでございます。

**○議長（中島正己）** ほかに討論ありませんか。7番、若井敏子議員。

**○7番（若井敏子）** 定数削減の議員提案に対して、反対の討論をします。

ただいまの提案者の説明の中でも明らかなように、定数を減らす理由は、行政改革に議員自ら率先垂範するために減らすという、提案理由の説明の中でもこの部分だけであります。

そこで、詳細な質問をしましたところ、「提案文のとおりである」と逃げ、目に見えたものは何もないが、世論のムードがあるとか、14人を12人にすれば議員の質がよくなるなど、無茶苦茶な議論を展開したところであります。

全国県議会議長会が議会制度研究会にお願いして、大森彌(わたる)教授が座長になって研究を進めた、その報告書の中には、「議会は地域における政治の機関であり、行政体制の一部ではない。したがって、単に行政の簡素化と同じ観点でのみ論じる問題ではない。議会の審議能力、住民の意志の適正な反映を確保することが基本で、議会の役割が重要になっている現状では、単純な定数の一律削減論は適当ではない」とし、また、「定数削減は、地域における少数意見を排除することになりかねない」としています。

第2次地方議会活性化研究会の中間報告でも、「議会としての存立に議員が最低

何人必要かという、人口に応じた適正規模はどうかという点について、明確な理論的根拠はない。そういう中で定数削減の圧力は、結局のところ議会無用論、議会制民主主義否定にもつながる恐れがある」とし、「自治の拡大という意図とは逆に、一層定数削減を助長すれば、定数の少ない町村議会にとっては、議会そのものの存亡に関わってくる。議会活動の活性化により、その存在意義について住民の理解を深め、これ以上削減は極力食い止めるよう努力すべきである」と、削減による影響としていくつかあげられているところであります。

その1つは、常任委員会運用上の支障。2つ目には、各常任委員会としての所管事務調査が多岐に渡り、専門的審議をなおざりにせざるを得ない。3つ目には、本来、常任委員に属すべきでないとされる議長も、常任委員会に入らざるを得ない。加えて、議会議員が受けている精神的な負担が大きく、そのことが大きな病気などで本会議を休まざるを得なくなったり、死亡されることにまでつながっているのではないかと、これは私自身の思いであります。この定数削減が一層進めば、身体を悪くする議員がますます増えるのではないかと、そんなことさえ思っているところであります。

竜王町の現状は、今、大変重要な時期です。町は地域再生をめざし自律のまちづくりを進めながら、県の合併パターンが示されたことから、これをどうするかについて必然的に議論を求められており、町長はひたすら合併を模索しながら、タイムスケジュールを問い質すと、「それは変わりません」などと間の抜けた答弁ですり抜けるなど、議員の質問にまともに答えようとはしていません。

住民の暮らし・福祉を守る自治体本来の仕事が、合併によりなおざりにされている全国各地の様子を見る時、竜王町のこれからのあり方について広く深く議論を進め、議会としてその方向を決めなければなりません。それは、時には町長の思惑とは別のものかも知れません。タイムスケジュールからすれば、議会が任期を迎え、新しい議員が決まるや否や、重要な審議がどんどん進められることは予想されます。町の歴史の重要なポイントとなる今、議会が定数を減らすなど、どの観点から見ても許されるものではありません。

議会運営委員会では、議会のあり方について、自由参加の傍聴も含めいろいろ議論をいただき、議会報告会や夜間議会にも取り組んでいただいています。そもそもこれ自身、議会活動を多くの町民に理解していただくという趣旨のもとで始めたもので、まだまだ住民に伝わりきっていませんし、議会運営委員会でのまとめもされていません。そのまとめ役たる議運の委員長が、その責任さえ果たさ

ないうちに、議運でまとめられなかった定数削減を自ら提案するとは、議運委員長の不信任に匹敵する暴挙であり、厳しく指摘するものであります。

以上、反対討論とし、「賛成」と名を書き連ねた議員諸兄も目を覚ましていただいて、議場退席で今期の議会活動をきれいに仕上げてくださいようお願いし、反対討論とします。

**○議長（中島正己）** ほかに討論ありませんか。6番、圖司重夫議員。

**○6番（圖司重夫）** 私は、竜王町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論をいたします。

国における地方分権への加速、三位一体の改革、さらには税源移譲という改革の中で、地方の新しいあり方というものが問われております。竜王町におきましても、国庫補助負担金および地方交付税の削減の中で、債務負担は続いております。議会は、町の示す行財政改革において、財政の無駄をなくし、徹底した効率のよい運営を指摘する立場にあります。議会内においても定数削減という形の中で、議員自らが律する、痛みを分かち合うという姿勢が大事であろうかと考えます。

旧態依然とした取り組み方ではなく、率先して、限られた財政のもとたくましくいまちづくり、住民福祉の向上を図っていかねばなりません。それが議員としての責務であると考えます。それらを成し得て初めて議会としても町行政に、また町民の皆さんに訴える、また協力を求めることができると考えます。まさに有形無形の影響力があると考えられるわけであります。

以上の内容により、竜王町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の賛成討論といたします。

**○議長（中島正己）** ほかに討論ありませんか。10番、岡山富男議員。

**○10番（岡山富男）** 竜王町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例に対しまして、賛成の討論をさせていただきます。

私は、特に議会のあり方の中で、議員報告会で町民さんから話を聞こうではないかという委員会での話もありました。その中で、町民さんからいろいろと様々な話を聞かせていただいた中、私の思いの中では、定数を見直すべきだという意見が多々ありました。また、職員の機構改革の中でも職員の削減に伴い、議員の見直しも考えたということも私は思います。

また、平成11年から12期議員の時に14名で始まりましたが、約2年間は12名でやったというのが私も体験させていただきました。その12名で大変苦

労しましたが、それでもしっかりと支えていけるという思いを持ちながら、今回の提案に賛成したいと思っております。

○議長（中島正己） ほかに討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（中島正己） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。日程第1 議員提出議第3号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中島正己） 起立多数であります。よって日程第1 議員提出議第3号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 2 議第 37号 竜王町国民健康保険条例の一部を改正する条例

（総務教育民生常任委員会委員長報告）

○議長（中島正己） 日程第2 議第37号を議題といたします。

本案は、総務教育民生常任委員会に審査を付託しておきましたので、その審査の経過と結果を委員長より報告を求めます。総務教育民生常任委員会委員長、岡山富男議員。

○総務教育民生常任委員会委員長（岡山富男） 議第37号、総務教育民生常任委員会報告。

平成19年6月18日

委員長 岡山 富男

去る6月8日の本会議において本委員会に審査の付託を受けました議第37号、竜王町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を報告いたします。

本委員会は、6月11日午後1時より第一委員会室において、委員全員出席のもと会議を開き、山口町長、小西総務政策主監、北川住民福祉主監、山添住民税務課長、赤佐総務課長、奥総務課長補佐の出席を求め、説明を受け審査しました。

竜王町国民健康保険条例は、健康保険法が平成18年に改正され、平成20年4月1日から施行されることにより、改正するものです。

改正の内容は、①現在3歳までの子どもについては、医療費の本人負担が2割でしたが、条例の改正により、来年度からはその年齢が引き上げられ、就学前までの子どもの医療費負担が2割となります。ただし、竜王町では乳幼児福祉医療

費助成制度により、就学前まで、外来では一日一診療500円、入院の場合、一日1,000円または1ヶ月1万4,000円の負担となります。

②70歳以上75才未満の方については、現在1割負担になっている方が、来年度から2割負担となります。なお、現役並みの所得の方は、引き続き3割負担です。

委員会での主な質疑応答・意見は以下のとおりです。問 3歳未満が就学前まで期間が延びることで、町独自の助成制度は変わらないのか。答 町の一般会計から支出する福祉医療費助成の金額は減りますが、その分、国民健康保険会計から支出することになります。結果的に本人負担は変わりません。

問 65歳以上のお年寄りの負担はどうなるのか。答 65歳以上70才未満の方について、現在、町民税非課税の適用を受けている人は、本人負担が1割で、町の福祉医療費助成が2割、残り7割を国保会計が負担しています。70歳から75歳までの方は、本人が1割負担で、残りは国保会計の負担でしたが、平成20年4月からは本人負担が2割、国保会計の負担が8割となります。現役並みの所得の方は、今までと一緒に本人負担が3割です。75歳以上の方については、改正はありませんが、本人負担は1割、残り9割は老人保健医療会計が負担します。ただし、平成20年4月からは老人保健医療制度が廃止され、後期高齢者医療制度が始まりますので、保険料負担があります。

問 この改正によって町民の負担はどれだけ増えるのか。答 就学前の子どもの医療費に関する改正では、国保会計で平成18年度実績で算出すると、約65万円程度負担増になりますが、福祉医療費助成制度により、実質、町民の負担はありません。老人に関する改正については、1割負担が2割負担になりますので、平成18年度実績をもとに算出すると約1,322万円、国保会計の保険給付が減少します。つまり、町民負担は1,322万円増えるということです。

問 竜王町ではもともと65歳以上のお年寄りの医療費は無料だった。ところが、無料どころか70歳までは1割、70歳を超えれば2割、75歳になれば1割だけれども保険料も負担してくださいという。どうしてこうなるのか。答 高齢者施策から子ども施策にシフトしています。

国民健康保険法は国民のいのち綱です。委員会では高齢者に対する福祉医療費助成制度の充実で、町民負担が急激に増えないようにするなど、制度を見直すよう要望しました。

以上、慎重審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しましたの

で報告いたします。

○議長（中島正己） ただいま、総務教育民生常任委員会委員長より審査の経過と結果報告がございました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。7番、若井敏子議員。

○7番（若井敏子） 議第37号、竜王町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、反対の討論をします。

今回の改正について、その理由を伺いますと、老人福祉から子育て支援への施策シフトをしているのだと、このような説明がありました。行政の予算が限られているからこそ、お金の使い方は十分検討されなければなりません。しかし、「シフト」というにもかかわらず、就学前の医療費負担のよる経費は65万円で、老人への医療費助成は1,322万円というのですから、これは「シフト」とは言わず、「老人福祉施策の切り捨て」と言うにふさわしいものです。ほかにも同様の切り捨てがされています。お年寄りに対する施策がいろいろな方面で切り捨てられないよう求める立場で、この議案に反対するものであります。以上、反対討論とします。

○議長（中島正己） ほかに討論はありませんか。4番、村井幸夫議員。

○4番（村井幸夫） 竜王町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

今回の国民健康保険条例の一部改正については、平成20年4月1日より、3歳未満の一部負担金2割を就学前まで拡大する、また、70歳から75歳未満の方で一部負担金1割負担の方は2割負担に改正するものであります。

このことにつきましては、国民皆保険のもと誰もが安心して医療を受けられることができる医療制度を実現し、世界最長の平均寿命や高い保険医療水準を達成してきましたが、急激な少子高齢化や経済の低成長への移行、また、国民生活や意識の変化など、大きな環境変化に直面しておるところでございます。

このような中で、国民皆保険を堅持し、医療制度を将来にわたり持続可能なものにしていくためには、今回のこの改正は誠に的を得たものと思ひ、賛成をさせていただきます。

○議長（中島正己） ほかに討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（中島正己） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。日程第2 議第37号を委員長報告のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中島正己） 起立多数であります。よって日程第2 議第37号は委員長報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第 3 議第39号 平成19年度竜王町一般会計補正予算（第1号）**  
**（総務教育民生常任委員会委員長報告）**

○議長（中島正己） 日程第3 議第39号を議題といたします。

本案は、総務教育民生常任委員会に審査を付託しておきましたので、その審査の経過と結果を委員長より報告を求めます。総務教育民生常任委員会委員長、岡山富男議員。

○総務教育民生常任委員会委員長（岡山富男） 議第39号、総務教育民生常任委員会報告。

平成19年6月18日

委員長 岡山 富男

去る6月8日の本会議において本委員会に審査の付託を受けました議第39号、平成19年度竜王町一般会計補正予算（第1号）について、審査の経過と結果を報告いたします。

本委員会は、6月11日午後1時より第一委員会室において、委員全員出席のもと会議を開き、山口町長、小西総務政策主監、北川住民福祉主監、山添住民税務課長、赤佐総務課長、奥総務課長補佐の出席を求め、説明を受け審査いたしました。

補正予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,444万9,000円です。歳入の主なものは、集落営農ステップアップ実践事業県補助金591万円、前年度繰越金694万3,000円です。歳出の主なものは、集落営農ステップアップ実践事業補助金として山中と山之上に合計768万3,000円、精神障害者共同作業所運営費補助金88万8,000円、町道鏡七里線張出し歩道改修測量設計業務委託料270万円などです。

委員会での主な質疑応答・意見は以下のとおりです。問 妊婦健診の委託料を

助成金に組み替えられているのはなぜか。答 今年度から5回の妊婦健診を実施することになり、健康づくり財団に委託する予定でしたが、県下の各市町の制度が一律でないため、受託してもらえず、3回分については、妊婦さんに受診後、助成金の交付を申請していただくようにしたいことから組み替えるものです。

問 鏡七里線張出し歩道については、いつ頃工事にかかれるのか。答 できるだけ早く進めていきたいと考えています。

委員会として、通学道路の整備は出来るだけ速やかに進めていただきたいと要望しました。

以上、慎重審査の結果、全員賛成で、原案どおり可決すべきものと決しましたので報告いたします。

○議長（中島正己） ただいま、総務教育民生常任委員会委員長より審査の経過と結果の報告がございました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。日程第3 議第39号を委員長報告のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中島正己） 起立全員であります。よって日程第3 議第39号は委員長報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 4 請第 1号 労働法制を改悪するのではなく、改善するよう国に求めてください請願書

（産業建設環境常任委員会委員長報告）

○議長（中島正己） 日程第4 請第1号を議題といたします。

本案は、産業建設環境常任委員会に審査を付託しておきましたので、その審査の経過と結果を委員長より報告を求めます。産業建設環境常任委員会委員長、川嶋哲也議員。

○産業建設環境常任委員会委員長（川嶋哲也） 請第1号、産業建設環境常任委員会

報告。

平成19年6月18日

委員長 川嶋哲也

去る3月22日の本会議において本委員会に継続審査事件として認められました請第1号、労働法制を改悪するのではなく、改善するよう国に求めてください請願書について、5月29日午後1時30分および6月11日午前9時より第一委員会室において、いずれも委員1名欠席のもと審査をいたしました。その結果について報告いたします。

この法制は、①雇用対策法および地域雇用開発促進法の一部を改正する法律案は、6月8日公布された。②短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案は、6月1日公布された。③雇用保険法等の一部を改正する法律案は、4月23日に公布された。④労働3法案（労働契約法案・労働基準法の一部を改正する法律案および最低賃金法の一部を改正する法律案）については、現在審議中であります。なお、労働時間の規制緩和（ホワイトカラー・エグゼンプション）の法案提出は、見送られました。

以上のような経過から、慎重審査の結果、全員反対で不採択とすべきものと決まりましたので、報告いたします。

○議長（中島正己） ただいま、産業建設環境常任委員会委員長より審査の経過と結果の報告がございました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。7番、若井敏子議員。

○7番（若井敏子） 産業建設環境常任委員会報告について、委員長に質問をします。

ただいま読み上げられました委員会報告の後段でありますけれども、「以上のような経過から、慎重審査の結果」と述べられました。「以上のような経過」の中に、つまりその前にあります「第一委員会室において、いずれも委員1名欠席のもと審査をいたしました」と、「その結果について報告します」という文章が頭の方であって、そのあとに「経過」を報告するような中身は何らありませんし、「慎重に審査をした結果」という「慎重審査」の中身も、この中には何ら見受けられないわけですが、どのような審査がされ、どのような慎重な意見が出たのか。反対の理由はいったい何だったのか。その辺についてのご説明をお願いします。

○議長（中島正己） 2番、川嶋哲也議員。

○産業建設環境常任委員会委員長（川嶋哲也） 若井敏子議員さんのご質問にお答え申し上げたいと思います。

1点目の報告の内容でございますけれども、先ほどもご説明申し上げました、この法制の中でのそれぞれの法案そのものについては、国の方で認められたというようにお聞きしておりますし、3月の時点では、この法制につきましては一部は公布されたというものの、ほとんどが公布されておらなかったというようなことから、この問題についてそれぞれ委員会としまして検討してきたわけでございます。

最終的には3点の法案は国で認められたということの内容でございます。ただし、労働3法案につきましては、現在も審議中であると、このような過程でございますので、これにつきましては、国の状況を見なければわからないというように解釈をいたしております。

最終的に労働時間の規制緩和でございますが、特にこの問題につきましては、請願者の方からもこの問題については特に問題にさせていただいておりますので、これにつきましては国の方も法案は提出が見送られたということでございますので、これについても一応委員会としてはそういうような経過でありますので、今後の国の出方を待つというような結果でございました。

そういうようなことから、この内容につきましては、委員会として慎重に検討をさせていただいた結果、全員反対ということで不採択をすべきものであるというように決しましたので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

○議長（中島正己） 7番、若井敏子議員。

○7番（若井敏子） 改めて質問するわけですが、そもそもこの請願が出されて審査をさせていただいたのは、3月の定例会本会議の中だと、5月29日と6月11日であります。

ここに報告されている国会での審議の様子は、6月8日・6月1日の決まった時の日付については書かれておりますけれども、このことはそれぞれの委員会の中でそういう報告があったわけでも、国の動向について説明があったわけでも何らなくて、むしろどういう法律が出されているのかについて、質問と言うか、知らない、わからないという意見はありましたけれども、それに対する説明というのは、私も傍聴していましたが、1回もなかったように思うのです。

そこでお伺いしますが、どんな法律の改正が国会に提案されているかもわからない状況の中で、どういう理由で反対をされたのかについて、先ほどと同じ質問

ですが、お伺いしたいと思います。

○議長（中島正己） 2番、川嶋哲也議員。

○産業建設環境常任委員会委員長（川嶋哲也） 再度の質問にお答えさせていただきたいと思います。

3月22日の本会議におきまして、産業建設環境常任委員会の報告をさせていただいたわけでございます。この法制の中身につきましては、請願者の方からも、紹介議員の方からも説明を受けたところでございます。労働条件の問題、さらに最低賃金の問題、さらに就業規則の問題等を含めましてご説明をいただいたというこの中で、検討をさせていただいた経過があるわけでございます。

その中身の問題が、この法制の雇用対策法とか短時間労働者の雇用管理の改善、さらに雇用保険法等の一部を改正する法律の中に含まれておるといように聞かさせていただいております。

先ほども申し上げておりますように、労働時間の規制緩和につきましてはいろいろご意見なり、中身につきましても聞かせていただいたわけでございますけれども、これにつきましては今国会には提案を見送るということになったわけでございますので、これにつきましては、先ほど申し上げておりますように、今後の課題ということの中で、また国の方で考えられるというように聞いております。

特に時間外の問題でございますが、これにつきましては、割増率の引き上げ等も検討されておるといことでございますので、お答えにならなかった部分もあるかと思っておりますけれども、よろしくご理解をいただきたいと思います。

○議長（中島正己） 7番、若井敏子議員。

○7番（若井敏子） 住民さんから出されている請願ですけれども、請願に対して、国会での提案が見送られたなら、請願そのものは審査しなくてもよいと。こういうことになるのかどうか。

お話をいただいているのは、委員長の見解と言うか、委員長のお考えなのですが、委員会の中で具体的にどういう理由で不採択になったのか。その理由について最初からこれで3回続けてお伺いしていますが、不採択の理由を明らかにしてください。以上2点、改めてお願いします。

○議長（中島正己） 2番、川嶋哲也議員。

○産業建設環境常任委員会委員長（川嶋哲也） 再度の質問でございますが、不採択の理由につきましては、先ほどから申し上げておりますような見解でございますが、特に請願書の中に、「労働法制を改悪するのではなく」というような文言が

入っておるわけですが、「改悪する」という内容につきましては、国会では審議されていないというように解釈をさせていただいております。

ただ、委員長としては皆さんの慎重な審議をいただいた中で、全員反対という結論になりましたので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（中島正己） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（中島正己） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。7番、若井敏子議員。

○7番（若井敏子） 労働法制を改悪するのではなく、改善するよう国に求めてくださいという請願についての、産業建設環境常任委員会委員長報告に反対する討論をします。

この請願については、3月定例議会で継続審査をお決めいただき、閉会中にも審査をしていただきました。5月29日の審議は1時30分から始まりましたが、約15分間だんまり、重たい空気を押しつけたのは議長で、「この請願は何が改悪だというのか。誰も改悪しようとなんかしていない。この請願は労働者の立場を改善せよと言っている。労働者だけを議会が認めて採択してもいいものか。経営者はどうなってもいいものか。利益があがらなかつたら研究・開発もできない。それができないと儲からない。社員の待遇もよくなる。そんな単純なものではないのだ」と、こういう発言が続きました。

それから2時35分まで意見らしい意見は出ず、次に発言したのは山田議員で、労働法制っていろいろあってわからない。そして、最低賃金で働いている人はいないと断定する議員もいて、結局、2時45分には6月定例議会へ持ち越すことが決められました。

そして、定例会中の6月11日は、労働法制を改悪しようとしているのではなく、日本の現状はまだまだアメリカ的ではなく、ホワイトカラー・エグゼンプションなど既にアメリカで実施されていることについては、日本は時期尚早ということで採択されていない。雇用する人がいるので労働者は働けるのであって、労働者のことだけ聞くわけにはいかない。最低賃金も世界の競争に勝たなければならないから決まらないのだ。そういう意見が出され、短時間の議論で不採択とされました。

国会での議論は確かに進んでいませんでした。しかし、それは財界使用者の代表の利益至上主義的報告案に影響されたもので、労使の意見の甚だしい乖離から

来ているものです。委員会で出された意見に反対するなら、特に賃上げをすると企業が儲からないので潰れるという話もありましたが、そうでしょうか。日本の労働者の賃金は、欧米と比べても低いものですから、賃上げするとコストアップし、国際競争に負けるなどということはありません。日本の賃金を100とすると、ドイツは158、アメリカは129とされています。しかも、日本の大企業は、今、史上最高の利益をあげています。ここ10年に資本金10億円以上の大企業は2.1倍も経常利益を伸ばしています。企業業績を伸ばして賃下げをするのは日本だけです。ILO条約では、労働条件を競争力の道具にしないという国際ルールがつくられていて、賃上げの要求は十分道理のあるものです。請願不採択をする委員会で十分な内容を学ぶことなく、だんまり委員会で結論を出したことに抗議するとともに、不採択に反対するものです。以上、反対討論とします。

○議長（中島正己） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。日程第4 請第1号を委員長報告のとおり不採択とすることに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中島正己） 起立多数であります。よって日程第4 請第1号は委員長報告のとおり不採択とすることに決しました。

この際申し上げます。ここで午後3時55分まで暫時休憩いたします。

休憩 午後3時45分

再開 午後3時55分

○議長（中島正己） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第 5 議会広報特別委員会委員長報告

○議長（中島正己） 日程第5 議会広報特別委員会委員長報告を議題といたします。

議会広報特別委員会委員長、竹山兵司議員。

○議会広報特別委員会委員長（竹山兵司） 議会広報特別委員会報告。

平成19年6月18日

委員長 竹山 兵司

本委員会は、平成19年第1回定例会閉会後の3月27日・4月12日・4月23日・4月26日、委員全員出席のもと委員会を開催しました。そして、議会

だよりNo.139号を5月15日に発行しました。

また、平成19年第2回定例会開会中の6月7日・6月14日、いずれも委員1名欠席のもと、議会だよりNo.140号の編集会議を開催しました。

今後も委員それぞれが協力しながら、町民に親しまれる、わかりやすい議会だよりの発行に努めてまいります。

以上、議会広報特別委員会報告といたします。なお、本委員会は引き続き閉会中も調査活動を続けていきたいと委員全員で決めておりますので、議長よろしくお取り計らいくださいますようお願いいたします。以上でございます。

**○議長（中島正己）** ただいまの議会広報特別委員会委員長報告に対して、質問がありましたら発言願います。

[「なし」の声あり]

**○議長（中島正己）** ないようでありますので、お諮りいたします。

委員長報告のとおり、閉会中も継続して調査活動を認めることにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**○議長（中島正己）** ご異議なしと認めます。よって委員長報告のとおり、閉会中も継続して調査活動を行うことに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 6 合併調査特別委員会委員長報告

○議長（中島正己） 日程第6 合併調査特別委員会委員長報告を議題といたします。

合併調査特別委員会委員長、村井幸夫議員。

○合併調査特別委員会委員長（村井幸夫） 合併調査特別委員会報告

平成19年6月18日

委員長 村井 幸夫

本委員会は、去る6月12日午前9時より第一委員会室において、委員全員出席のもと会議を開催しました。山口町長あいさつの後、小西総務政策主監、竹内政策推進課長補佐、関司係長の出席を求め会議を行いました。

執行部よりの説明は、まず、県では合併新法後、13市13町で現在も変わっていない。県の示されたパターンについても、具体的な情報は入っていない。竜王町は、合併推進検討会議を設置、将来にわたるまちづくりについて議論を深めていただいている。その一環として、6月1日に総務省自治行政局合併推進課課長補佐宮川克寿氏を迎え、市町合併の現状や国の考え方、地方を取り巻く状況等

について講演をいただいた。約100人の参加がありました。

その内容として、◎市町村合併の背景とポイントについて。①分権の推進、②少子高齢化の進展、③広域的な行政需要が増大、④行政改革の推進。これらの課題に適切かつ持続的に対応するためには、基礎自治体としての市町村の規模・能力の充実、行財政基盤の強化が必要であるため、国として市町村合併を推進している。これら課題への対応策について、市町村合併を含めた検討をオープンな場で、徹底的に行っていただきたい。

◎市町村合併の推進。平成11年3月31日現在3,232あった市町村が、平成20年1月1日には1,433減となり、1,799市町村となる。しかし、進捗状況には地域間格差があり、人口1万人未満の市町村も491存在するので、合併新法に基づくさらなる市町村合併を推進している。合併新法の期限は平成22年3月末までとなっており、その後のことは議論されていないのでわからないが、単純な延長となる雰囲気にはない。

◎市町村合併による効果。専門的で、きめ細かい施策の推進、権限移譲による自立性の向上、広域的なまちづくりの充実、行財政の基盤強化、経費の削減等の効果が期待できる。

◎市町村合併による効率化の推計。合併後10年が経過する2016年度以降は、全国規模では、年間1兆8,000億円の効率が図れるとの試算が示されている。

◎地方自治組織。合併新法に基づき、地域自治区や合併特例区の設置が可能である。

◎道州制について。今の県規模では小さいので、そのための合併を進めるなどであった。

その講演での質疑応答の内容は、問 県の枠組みで合併したとすると、今後、不交付団体になることはないことから、交付団体が増えるのではないか。総合的にまちが大きくなれば、無関心層が増え、自分たちのまちの有様を真剣に議論する土台をつくることにつながるのか疑問である。答 竜王町の場合、財政力指数が下がって交付団体になることもあるが、全国ベースで見た場合には、地方税を増やすことにより不交付団体を増やす考えである。合併後10年間は現状の交付がされる。組織が大きくなって急に意識が薄れることはなく、地域コミュニティがないところでは、ボランティア等の活動から、自分たちのまちを守るとの意識が盛り上がる場合もある。

問 公演の中で「16ショック」との言葉が出てきたが、どのようなことか。

答 平成16年度の地財計画において、地方自治体への地方交付税が前年度に比べて1割減ったこと。今後、合併せずに税収が減り交付団体となった場合、従来のように交付税で補てんされるとは限らない。

以上が執行部からの説明でした。その後、委員会で質疑応答をしました。その主なものは、問 合併を推進する中で、相手の事情もある。情報の提供について町民への説明をどのように考えているのか。答 県の1市2町の案について、まず議論をする。その結果をもとに町民への説明をする。

問 法定期限内なら、1市2町でなければ無理だと思う。他市町なら期限内は無理と思うが。答 法定期限内にするには、1年半～2年準備期間が必要である為に、平成19年度末には結論を出していきたい。

問 合併のメリット・デメリットをわかりやすく町民に説明し、理解してもらう必要がある。また、1市1町からの呼びかけはないのか。答 県からの案である1市1町からの呼びかけは、現段階ではない。

問 県は案を出したら終わりか。1市2町はどのようになるのか。答 そのとおり。時代の背景を見極めて合併の必要性を、情報提供だけでなく将来に向けての判断が必要と思うので、十分検討していくなどでありました。

委員会のまとめとして、1市2町はもちろん、他の枠組みも踏まえて議論をしていかなければならないが、まず1市2町の結論を出す時期に来ているのではないか。その上での議論、情報提供が必要。合併調査特別委員会も引き続き開催し、研修していく旨、確認しました。

以上、合併調査特別委員会報告とします。なお、本委員会は引き続き閉会中も調査活動を続けていきたいと委員全員で、決めておりますので、議長よろしくお取り計らいくださいますようお願いいたします。

○議長（中島正己） ただいまの合併調査特別委員会委員長報告に対して、質問がありましたら発言願います。7番、若井敏子議員。

○7番（若井敏子） 委員長報告のところで、2つ質問をしたいと思います。

3枚目にありますが、真ん中より少し上ぐらの間に、「法定期限内なら1市2町でなければ無理だと思う。他市町なら期限内は無理と思うが」という質問に対して、答が、「法定期限内にするには1年半～2年かかる準備期間が必要であるために、平成19年度末には結論を出していきたいというふうに答えておられるように書いているのですが、この質問に対する答にはなっていないように思うの

ですけれども、この問に対する答はどうだったのか。これが1点目です。

その下の方に、1つ飛んでその次の質問に、「県は案を出したら終わりか」と、「1市2町はどのようになるのか」という問いに対して、「そのとおり」とあるのです。この「そのとおり」は何を受けているのかということについて、質問します。以上2点、お願いします。

○議長（中島正己） 4番、村井幸夫議員。

○合併調査特別委員会委員長（村井幸夫） ただいま若井議員さんから質問をいただきましたので、お答えさせていただきたいと思います。

まず最初に、「法定期限内なら1市2町でなければ無理だと思う。他市町なら期限内は無理と思うが」の質問に、答が「法定期限内に決めるには1年～2年準備期間が必要であるために、平成19年度末には結論を出していきたい」という答でございますけれども、これは私たちの判断ではございますけれども、1市2町でも、また1市2町で近江八幡市・安土町以外でも、その委員さんの意見を聞いて、それが妥当か何かを聞いて、それに結論を出していかないと、期限内の合併までには無理であるというような解釈をさせていただきまして、こういうことを書かせていただきました。

それから、「県は案を出したら終わりか。1市2町はどうなるのか。」「県は案を出したら終わりか。」の答が、「そのとおり」ということでございます。ご理解を願いたいと思います。

○議長（中島正己） 7番、若井敏子議員。

○7番（若井敏子） 改めて委員長さんに確認したいのですが、前段の部分ですが、「法定期限内なら」というのは、法定期限内に合併をしようとするなら、Aの案として1市2町という話がこの質問の中にあるわけですね。1市2町でなければ法定期限内に合併するのは無理だと思うというふうにこの人は考えておられるわけですね。Bの案は、1市2町ではなくてほかの市町なら、期限内は無理なのと違うかと、Aの場合とBの場合、Aならできるかもわからないけれども、Bの場合はできないのと違うかという心配をして質問しておられることに対して、結局、今の委員長さんの答弁によりますと、AであってもBであっても、19年度末に結論を出すのだと。1市2町でいこうという結論になっても、いや、1市2町はだめだけれども、〇〇〇とするという明確な市町名も含めてほかの市町と合併するということも、19年度末には結論を出してしまうのだと、こういうふうに答えられたというふうにとらえてよろしいのでしょうか。

○議長（中島正己） 4番、村井幸夫議員。

○合併調査特別委員会委員長（村井幸夫） 再質問にお答えさせていただきたいと思
います。

先ほどの期限内の問題でございますけれども、1市2町なら期限内、そのあとの
相手がどこであれ、いろいろな合併推進検討会議、また合併調査特別委員会の中
で出た枠組みに取り組みをする。そこといろいろ交渉するためには1年半か2
年は要るので、19年度末には考えていきたいと言われたと私たちは理解をして
おるところでございます。

○議長（中島正己） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（中島正己） ないようでありますので、お諮りいたします。委員長の報告の
とおり、閉会中も継続して調査活動を認めることにいたしたいと思いますが、こ
れにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（中島正己） ご異議なしと認めます。よって、委員長報告のとおり閉会中も
継続して調査活動を行うことに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第 7 地域創生まちづくり特別委員会委員長報告

○議長（中島正己） 日程第7 地域創生まちづくり特別委員会委員長報告を議題と  
いたします。地域創生まちづくり特別委員会委員長、勝見幸弘議員。

○地域創生まちづくり特別委員会委員長（勝見幸弘） 地域創生まちづくり特別委員  
会報告。

平成19年6月18日

委員長 勝見 幸弘

本委員会は、去る6月12日午後1時より第一委員会室において、委員1名欠  
席のもと会議を開きました。山口町長のあいさつを受けた後、執行部より小西総  
務政策主監、竹内政策推進課長補佐、関司係長、赤佐総務課長、嶋林課長補佐、  
奥課長補佐の出席を求め、調査活動を行いました。その内容は次のとおりであり  
ます。

(1) インター周辺のまちづくりについて。アウトレットモールの進捗状況に  
ついては、事業者から提出されている（仮称）竜王商業施設開発計画概要書に基  
づいて説明を受けました。環境アセスは現地調査中で今年中を目途に進められて

いるが、駐車場予定台数4,000台に対応する交通アクセス問題を関係者と協議中とのことでした。企業進出については、場外馬券売り場の話があった場所に2企業が、松が丘入り口に1企業が、現在、工場や倉庫を建設中であり、町としては水道のポンプアップやループ化を今後進めていくとの報告がありました。

西武から譲渡された土地については、変更登記が遅れており、まだ利用計画も立てられていないとのこと、県有地については、県土地開発公社の中で検討中、未買収地の協力要請があったとのことでした。

町有地に隣接する土地で砂利採取の許可申請が出ていることや、県の地区計画ガイドラインが6月に入って示されたので、町として12月を目途に中心核の計画付けをしていくとの説明もありました。

主な質疑応答・意見は次のとおりです。問 4,000台の駐車台数に対する交通対策はどのように考えているのか。答 店舗面積から自動的に係数を掛けて出てくる計画値なので、確定ではないが、現在でも一日1万8,000台から2万台の交通量があるので、東近江地域振興局とも協議しています。

意見 竜王から野洲への道路が計画される予定地には建物が建設されないように、計画段階での要望をしておくべきである。

(2)行財政改革の進捗状況について。集中改革プランの進行状況では、6月8日に行われた行財政改革推進委員会での意見や、評価検証部門としてのプランの進行管理を行う管理小委員会が設置されたことが報告されました。財政面では、財政シミュレーションの見込値と、平成18年度最終予算・19年度当初予算との比較を、資料に基づいて説明を受けました。見込値では、18年度決算において1億9,276万円、19年度では2億7,233万円の歳入不足が発生することになっていたが、それぞれ差し引きゼロの数値になっていることは、町税収入が増加したことや、行財政改革の成果であるとの説明がありました。

主な質疑応答は次のとおりです。問 時期的に忙しい部署への応援体制はできているのか。答 それぞれの現場で臨時職員や職員OBの協力を求め、係を超えて、時には課を超えて対応しています。

問 人事評価制度とはどのようなものか。答 今年度は管理職研修を行い、人材を伸ばせる、生かせる手法として、人材育成のための「人事評価制度」にしたいと思っています。新しい「竜王町人材育成基本方針」に基づき、求められる職員像や職階の役割を明確にして、その能力を身につけるための研修も行います。今年度採用職員にブラザー・シスター制度を導入しました。

問 納税・収納施策の徴収員配置予定とは何か。答 税源移譲により、町県民税の未納対策に県職員を派遣されているまちがあり、竜王町も独自に臨時職員で対応するつもりです。

以上、地域創生まちづくり特別委員会報告とします。なお、本委員会は引き続き、閉会中も調査活動を続けていきたいと、委員全員で決めておりますので、議長よろしくお取り計らいくださいますようお願いいたします。

○議長（中島正己） ただいまの地域創生まちづくり特別委員会委員長報告に対して、質問がありましたら発言願います。

[「なし」の声あり]

○議長（中島正己） ないようでありますので、お諮りいたします。委員長の報告のとおり、閉会中も継続して調査活動を認めることにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（中島正己） ご異議なしと認めます。よって、委員長報告のとおり閉会中も継続して調査活動を行うことに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 8 所管事務調査報告

(議会運営委員会委員長報告)

(総務教育民生常任委員会委員長報告)

(産業建設環境常任委員会委員長報告)

○議長（中島正己） 日程第8 所管事務調査報告を議題といたします。

各委員長より報告を求めます。議会運営委員会委員長、寺島健一議員。

○議会運営委員会委員長（寺島健一） 議会運営委員会報告。

平成19年6月18日

委員長 寺島 健一

本委員会は、平成19年4月24日午後1時より第一委員会室において、執行部より山口町長出席、あいさつの後、議会のあり方（定数等）検討会について、委員全員出席のもと委員会を開催いたしました。今日までの検討経過を踏まえ、執行部に対し、①議員の各種行政委員会の委員としての参画は継続するが、現委員の任期満了後から正副委員長を辞退したい。②本会議での一般質問の質問席は、前列中央の議員席を質問席とし、対面方式とする。③夜間議会の開催に協力願いたい。以上の3点を申し入れ、執行部の理解を求め、協力を要請しました。

また、議会報告会の開催方法について検討いたしました。取り組みにあたっての主な意見は、①全集落となると32ヶ所あり、日時がかかることから、青年団の会場別の5会場で行ってはどうか。②集まってもらいやすい範囲がよい。③場所は、山之上連合区公民館・鏡集落センター・川守産業文化センター・鶴川公民館・岡屋構造改善センターでどうか。④司会・あいさつ・記録・答弁・記録者の担当を決めてはどうか。⑤議会だよりを説明資料に活用すればよい。⑥開催日時は、5月15日～17日の3日間かどうか。⑦一会場6名の班体制でどうか。以上のとおりで、実施を踏まえ委員全員で確認しました。

5月7日午前9時より第一委員会室において、執行部より山口町長出席、あいさつの後、議会報告会の実施方法について、委員全員出席のもと検討いたしました。

実施にあたっての主な意見は、①報告事項のポイントの整理と一定の説明パターンを整理しては。②説明時間を短くするため、議会として審議の内容を報告すればよい。③説明は、平成19年度予算関係、条例・補正予算・請願関係、一般質問・委員会報告関係の3部門に分け、それぞれ担当を決めては。④各会場の責任者を決めては。以上のとおりで、5月7日午後1時開催の全員協議会で説明し、全議員の了解を得たところです。

5月31日午前9時より第一委員会室において、委員全員出席のもと、執行部より山口町長、小西総務政策主監、赤佐総務課長、奥課長補佐の出席を求め、町長あいさつの後、平成19年第2回定例会に提出される案件について説明を受けました。提出案件は、専決処分の承認4件、条例改正3件、補正予算3件、報告3件の、全13議案です。

本委員会は、会議録署名議員の指名について、会期および審議の日程について、提出議案の処理について、審査決定いたしました。その後、夜間議会開催について、執行部の協力を得て開催することになり、種々検討の結果、開催日を6月14日の一般質問の日とし、開議を午後2時としました。

また、議会報告会での住民からの質問に対する回答ができなかった項目の取り扱いについて検討しました。その項目は、①若者定住が行政執行方針に掲げられているが、住宅地への許認可に苦慮されている、現状と方策を教えてください。②職員給与に係るラスパイレス指数はどの程度か。③我が町は財政力指数がよいと聞くが、なぜ財政が苦しいと言われるのか。④バランスシートによる町の財政資料を提示できないか。⑤農地・水・環境向上対策事業の取組状況を知らせてほし

い。⑥鵜川・橋本地先に架かっている「渡り橋」が老朽化しており、町の対応を示してほしい。以上の項目について、町としての現状と対応・考え方を執行部に回答を要請し、改めて区長に返答することになりました。

議会開会中の6月7日午前10時より第一委員会室において、委員全員出席のもと委員会を開催いたしました。山口町長あいさつの後、一般質問について審査決定いたしました。

議会開会中の6月14日本会議終了後、第一委員会室において、委員全員出席のもと委員会を開催いたしました。議員発議として提出された議案の処理について、審査決定いたしました。

次に、去る5月15日～17日の3日間、町内5会場で開催いたしました議会報告会について、その概要を報告いたします。

開催に至った経緯。地方分権推進一括法により、平成11年の地方自治法の大改正以降、平成14年・16年・18年と、3回の大きな改正法が成立しました。これは地方の自主性・自立性の拡大、及び地方議会のあり方に関することを法制化したものです。

地方公共団体の議事機関である地方議会は、地方自治、特に住民自治を確立する上で不可欠な存在であり、政策形成機能、団体意思決定機能、住民代表機能、利害調整機能、執行機関監視機能など多面的な機能を発揮することが期待されているところです。

このような中、竜王町議会は、昨年7月より議会の活性化や議員定数等議会のあり方について種々検討を行ってまいりました。その中で、議員個々が協力し、地域に出向き、直接議会活動のようすを伝え、併せて意見・要望を聞く場として、竜王町議会はじめての議会報告会の実施を決定し、去る5月15日～17日の3日間、町内5会場において開催をいたしました。

開催方法。開催場所は、川守産業文化センター・山之上連合区公民館・岡屋構造改善センター・鏡集落センター・鵜川公民館の5会場。開催時間は、午後7時30分～10時まで。体制は1班6名体制とし、進行は、司会・あいさつ・記録・答弁・記録者の担当を割り当てました。出席者は、延べ101人でした。

主な質問は、1. 蒲生野の湯について。入湯税は入湯料で判断するとはどういうことか。土日料金が高くなるが町から指導できないか。

2. 主要施策等について。若者定住について、町内に土地があっても家が建てられない。県有地の有効活用はできないのか。アウトレットモール計画は、本当

にできるのか。雪国まいたけ等はどのようになっているのか。

3. 市町合併について。執行部と議会はどのような議論をしているのか。メリットよりデメリットのほうが大きいと思うが、各議員はどう思うか。竜王町の財政力指数はよいと聞くが、なぜ財政が苦しいのか。将来的に何が不安になるのか。合併の方向性は平成19年度中に示せるのか。合併の問題について、議会としてどのように進めようとしているのか。

4. 町職員給与について。人件費のウエイトはどうなっているのか。ラスパイレス指数は正職員だけで出すのか。

5. 町行政機構について。縦割りでないとダメなのか。

6. 町予算について。資産・負債をどの程度把握し予算規模としているのか。議員は町の執行状況をどのように監視しているのか。「地域再生と活力を与えるたくましい産業づくり」に多額の予算が計上されているが、どのような事業をしているのか。

7. 道路・河川整備について。鏡二重川の改修はどうなっているのか。県に要望しているのか。国道477号の歩道はできないのか。

8. 議会に対して。議員定数について今期に提案されるのか。議員自らが痛みを持つべきではないか。「政務調査活動費」について、県や市はあるようだが、竜王町ではどのようになっているのか。

9. 農業問題について。農地・水・環境向上対策への取り組みは大丈夫か。イノシシ被害の早急な対策はできないか。

10. その他。町の委員会等の委員委嘱方法について、委嘱されている者が同じ方が多いがなぜか。ドラゴンハットの音響設備の改善はできないか。

次に、主な意見・要望。1. 土地利用について。農業情勢は変化している。現状に適した農地の活用等施策変更をしてほしい。インターチェンジ周辺（西武からの譲渡土地）の土地整備計画を提案すべき。

2. 市町合併について。タウンミーティング的な会合を各地区で何度もするべきだ。住民が判断できるような分かりやすい資料を配布してほしい。企業依存型の町政を正しく伝えるべきだ。町の財政状況を示すべきではないか。

3. スマートインターについて。交通渋滞や交通事故等、地域に負担をかけることのないよう、アクセス道路整備など慎重に対応してほしい。

4. 道路・河川整備について。危険個所の道路改修を急ぎ、町内道路を総合的に補修検討すること。善光寺川の改修はされてきているが、管理はどこがしてい

るのか。八重谷甲西線および国道477号山中地先出入口道路の改良をしてほしい。県有地およびインター周辺の上下水道の整備、インフラ整備をしてほしい。ダイハツ工業周辺の道路整備をしてほしい。

5. 議会に対して。一般質問での回答は、期限を切った明確な回答をもらうべきでないか。議会報告会について、こういう機会を一回限りにしないで続けて欲しい。

6. 町予算について。当初予算説明に町の負債（借金）が公表されていない。予算説明にバランスシートの分析検討、貸借対照表、損益計算書、固定資産の分かる資料の添付を。

7. その他。477号沿いの空地に放置した車がある、環境美化を考えるべき。人づくりについて、生徒・児童の挨拶の指導徹底を要望する。以上のとおりでありました。

議会報告会で住民から出された質問に対する回答ができなかった項目の取り扱いについては、先ほど述べました5月31日の委員会報告のとおりであります。竜王町議会として初めての試みであり、どの会場も続けてほしいとの要望がありました。

以上、議会運営委員会報告といたします。なお、引き続き閉会中も調査活動をしたいと委員全員で決めていますので、議長よろしくお取り計らいをお願いいたします。以上です。

○議長（中島正己） 次に、総務教育民生常任委員会委員長、岡山富男議員。

○総務教育民生常任委員会委員長（岡山富男） 総務教育民生常任委員会所管事務調査報告。

平成19年6月18日

委員長 岡山 富男

本委員会は、去る6月11日午後1時より第一委員会室において、委員全員出席のもと、付託案件審議の後、岩井教育長、松浦教育次長、木村学務課長、村井学務課参事の出席を求め、竜王町幼稚園教育の推進について、学校給食事業について、竜王中学校第2体育館の解体等について調査を行いました。

説明内容としまして、竜王町幼稚園教育の推進については、保育園機能を持った幼稚園の必要性も理解しており、幼稚園教育推進委員会を立ち上げ、幼稚園の定数見直しも併せて延長保育・預かり保育などについて、6月下旬から委員会を開催し意見集約を行う。アンケート調査、時間の問題・方法などを取りまとめ、

事業費用などを協議し、平成21年度に試行ができればとのことです。

主な質疑応答。問 幼稚園教育の中で、預かり保育・延長保育の対象は。答 3歳児を除き4歳児・5歳児で、通園している園児を対象に考えています。

問 ひまわり保育園と連携をとる中で、幼稚園施設での受け入れをどのようにされるのか。答 幼稚園施設の中の造りを変えなければいけないのか、空き教室の利用を工夫できないのか、園児数の動向はどうなるのかなどを検討していきます。

学校給食事業については、食育を推進している中で、一部給食費の未納がある。徴収方法は直納と口座振替で行っており、口座振替による引き落としは月末に、引き落としができない場合は翌月15日に再振替をしている。未納徴収の方法は、各月ごとではなく各学期単位に整理し、未納者に督促状を送付し納付を促すほか、電話・訪問を行うなどにより徴収している。平成18年度は、19年4月で16世帯・21万1,600円の未納があったが、5月末では7人で9万2,000円の未納、対象者での回収率は99.6%であったとのことです。

主な質疑応答。問 未納徴収の方法は、学期単位ですと金額が大きくなるので、毎月にはできないか。答 振込み状況を考えると混雑が起こるので、学期末で整理しています。

問 平成17年度・18年度の未納状況はどうか。答 平成17年度は全額を徴収できたが、平成18年度は未納があり、決算には未納としてあがってきます。

竜王中学校第2体育館については、解体工事設計業務の委託業者は5月に入札し、(株)田中総合設計に決まった。契約金額は、55万6,500円です。解体までにアスベスト等の調査も必要であり、建材の中にも含まれているか調査を行うとのことです。財産処分は、骨組みが鉄骨であれば、建築年数が45年以上は手続きは要らないが、第2体育館は鉄筋コンクリートの建物で、60年以上とされており、財産処分の手続きを必要とされている。解体後は学校と協議し、武道館を建てる方向で検討しているとのことです。

主な質疑応答。問 体育館に併設している木造の建物はどうするのか。答 300㎡程の木造の建物も合わせて解体します。

問 解体時期については。学校授業と安全面への考えは。答 解体を今年度内に実施するか検討していきます。また、工事を行う場合は、生徒の安全面や授業に支障のないように周囲を囲い、警備員を配置するなど留意します。

以上、総務教育民生常任委員会所管事務調査報告といたします。なお、本委員

会は、引き続き閉会中も調査活動を続けたいと、委員全員が決めておりますので、議長よろしくお取り計らい下さいますようお願いいたします。

○議長（中島正己） 次に、産業建設環境常任委員会委員長、川嶋哲也議員。

○産業建設環境常任委員会委員長（川嶋哲也） 産業建設環境常任委員会所管事務調査報告。

平成19年6月18日

委員長 川嶋哲也

本委員会は、所管事務調査を6月11日午前10時より、委員1名欠席のもと各所管の関係調査ごとに担当者の出席を求め現場調査を行いました。

所管事務調査……現場視察内容。

1. 山中地先農業用施設災害復旧。

| | |
|------|----------------------------------|
| 工事名 | 山中水路復旧工事 |
| 請負金額 | 319万7,250円 |
| 工期 | 平成18年12月11日～平成19年3月30日まで |
| 請負者 | 蒲生郡竜王町大字林306 有限会社 中嶋工業 |
| 工事内容 | 土砂の撤去 788m ³ 水路復旧 23m |

2. 山中地先・町道鏡七里線張出し歩道概要

| | |
|-------|----------------------------------------------------|
| 業務名 | 鏡七里線張出し歩道改修測量設計業務 |
| 委託予定額 | 270万円 |
| 予定工期 | 平成19年8月1日から平成20年2月28日まで |
| 受託者 | 未定 |
| 業務内容 | 測量設計 延長280m |
| 設計理由 | 昭和59年度に施工された歩道は、22年間経過し老朽化しているため、改修整備し通行者の安全を確保する。 |

意見 歩道の改修については、反対側（団地側）に用地を確保して、新設整備できないか検討すること。

以上、産業建設環境常任委員会所管事務調査報告とします。なお、本委員会は今後閉会中も引き続き委員会を開き調査活動を続けていきたいと委員全員で決めておりますので、議長よろしくお取り計らいくださいますようお願いいたします。

○議長（中島正己） ただいま各常任委員長より、それぞれ報告がございました。

この際一括して、委員長報告に対して質問がございましたら発言願います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ないようでありますので、お諮りいたします。

各委員長より申し出のとおり、所管事務調査等を閉会中も継続して行うことにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ご異議なしと認めます。よって、各委員会とも閉会中も所管事務調査等の活動を行うことに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第9 議員派遣について

○議長（中島正己） 日程第9 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第119条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣することにいたしたいと思いますが、なお、緊急を要する場合は議長においてこれを決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中島正己） ご異議なしと認めます。よって本件はそのように決定いたしました。なお、派遣された議員は、派遣の結果を議長に報告していただくようお願いいたします。

以上で本日の議事日程は、全部終了いたしました。

この際、町長より発言の申し出がございますので、これを認めることにいたします。山口町長。

○町長（山口喜代治） 第2回定例会閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る5日に開会させていただきました6月定例会は、14日間の会期をお持ちいただき、議員各位には連日ご多用の中、提案させていただきました全議案につきまして慎重なご審議を賜り、いずれも原案どおりお認めをいただき、可決ご決定を賜りましたことに、誠にありがとうございました。

なお、会期中、一般質問をはじめ議案審議をいただく中で、貴重なご意見、またご提言を賜わり、今後におきまして役職員一同心して町政運営に取り組んでまいり所存であります。さらなるご指導、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

いよいよ夏本番の気候となってまいりました。議員の皆さま方には一層のご自愛、ご健勝、今後さらなるご活躍をご祈念申し上げ、閉会のごあいさつとさせていただきます。本当にありがとうございました。

**○議長（中島正己）** 閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げたいと存じます。

今期定例会は、去る6月5日から本日までの14日間にわたり開会いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご多用の中、連日にわたりご出席を賜り、提案されました重要な議案について慎重なるご審議をいただき、大変ご苦労さまでございました。

また、執行部におかれましては、この間、適切なる対応をしていただき、ありがとうございました。特に去る14日開会の一般質問にかかる本会議は、夜間に及ぶ会議となり、大変お疲れいただいたかと思えます。議員各位ならびに執行部各位のご協力に対し、厚く御礼を申し上げるものでございます。本会議ならびに委員会において各議員から述べられました意見や要望事項につきましては、特にご配慮され、執行の上で十分反映されますようお願いする次第でございます。

さて、去る6月6日に厚生労働省が発表されました人口動態統計によりますと、昨年生まれた子どもの数は109万2,662人、合計特殊出生率は1.32で、過去最低であった平成17年に比べ、人数・率ともに増加してそうです。大変喜ばしいことではありますが、専門家からは、平成17年が予想以上に低下した反動による一時的なもので、長期的な少子化傾向は変わっていないとの見方がされており、国においては抜本的な少子化対策を急ぐ方針であるようです。

本町では、昨年100人の子どもさんが誕生されたそうですが、一昨年から見ますと10数名少なかったとのことで、引き続き本町においても大変厳しい環境下にあると言えます。

このことから、人口総数におきましても、長期的に見ますと、減少の一途を辿っていくことは周知のとおりであり、将来展望に立った町の姿はどのようにあるべきかを議論する重要な時期にあると思えます。

我が国の社会経済をめぐる環境は、回復傾向から好調を維持しているかのよう  
に報道されていますが、若者の就労環境や団塊の世代の大量退職後の再就職など、  
労働環境はまだまだ厳しい状況下にあります。このような状況の中で、住民が地  
方自治体に求められるニーズは多種多様化しており、また、地方分権の進展とと  
もに、国や県からの権限移譲等によります市町村の事務事業が輻湊し、全国の多  
くの町や村では市町村合併が進行し、平成20年1月1日には全国の市町村数が  
1,799になるとお聞きいたしております。

本町においては、現在、合併する、しないに関わらず、まちの特性を最大限に

生かした「個性溢れるたくましいまちづくり」を進めるため、分権社会に対応する住民自治を確立し、行財政改革・意識改革の視点から改革を行い、自らのまちが必要とする財源は自らが賄い、自らが自律的に行動するなど、自律のまちづくりの取り組みに努めていますが、滋賀県において市町村合併推進構想の枠組み案が提示されており、これの判断や町の方向性が問われております。

去る5月に実施した議会報告会において、出席された住民の方々から、若者定住へのまちづくり、市町合併に係る情報の開示・提供、地域・住民・団体等が一体となった協働のまちづくりの積極的な推進などのご意見をお聞きいたしました。

町執行部はもとより議会においても、町の将来を見据えた判断力が求められており、住民の代表である私たち議会に課せられた役割はますます重要になってまいります。今後とも、住民の信頼と負託に適確に応えるため、議員全員が健康管理に留意するとともに、一層の研鑽に努めていかなければならないと思います。

いよいよ今年も梅雨入りに入ったようです。議員各位ならびに執行部の皆さんにおかれましては、これからますます暑い日が続くことと存じますので、くれぐれも健康に十分ご留意いただきまして、町政発展のため、ますますご精進いただきますようご祈念申し上げ、閉会のごあいさつといたします。

それでは、これをもちまして平成19年第2回竜王町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでございました。

閉会 午後4時55分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

竜王町議会議長 中 島 正 己

議会議員 若 井 敏 子

議会議員 竹 山 兵 司